

「名寄市立大学の在り方について」答申（案）

～持続可能な地域社会の未来にむけて～

名寄市立大学在り方検討委員会

令和7年8月

はじめに.....	1
I 大学を取り巻く環境の変化と課題.....	2
・ 社会を取り巻く状況	
・ 急速な少子化の進行と大学	
・ 名寄市立大学と道北地域	
・ 名寄市立大学の沿革と現状	
・ 高等教育改革の動向	
・ 公立大学の役割と法人化の動向	
II 名寄市立大学の目指すべき方向性.....	6
・ 教育研究の質向上と強化	
・ 大学入学者選抜について	
・ 大学間連携への取り組み	
III 持続可能な地域社会の未来に向けて.....	8
・ 公立大学法人制度について	
・ 公立大学法人制度のメリットとデメリット	
・ ガバナンスの強化	
・ 法人制度の導入とガバナンス	
おわりに.....	12

参考.....	13
---------	----

- 1 名寄市立大学在り方について（諮問）
- 2 名寄市立大学在り方検討委員会設置要綱
- 3 名寄市立大学在り方検討委員会委員
- 4 名寄市立大学在り方検討委員会検討経過

資料.....	18
---------	----

- 1 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移
- 2 名寄市立大学の卒業生の状況（学部全体） 2019-2023
- 3 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～
（答申）要旨 抜粋
- 4 公立大学法人化に関する公立大学協会見解 抜粋
- 5 公立大学法人制度の概要
- 6 直営と公立大学法人による大学運営等の比較
- 7 公立大学ガバナンス・コード（第1版） 抄

はじめに

名寄市立大学は平成 18 年（2006 年）の開学以来、多くの志願者を集めるとともに着実に卒業生を輩出し、安定した大学運営をこれまで実現してきた。しかし、今後の 18 歳人口は減少傾向で推移し、大学進学者数も減少が見込まれる中で、各大学間の競争も激しくなってくる事が予想されている。

公立大学は 1990 年代より 2.5 倍に増加するなど、地域における存在価値を強めてきていたが、大学を取り巻く状況は厳しさを増してきており、名寄市立大学においても過去 5 年間の受験倍率は全ての学科において減少傾向にある。

この状況下において、令和 6 年（2024 年）12 月、加藤市長から「名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、受験生から選ばれる大学として維持・発展していくために必要な取組や組織形態等」について諮問を受け、以来、名寄市立大学在り方検討委員会は 6 回にわたり検討を重ねてきた。

名寄市立大学は言うまでもなく、名寄市が設置し、市民、地域社会に支えられた大学であり、市民、地域社会の理解なくしては維持・発展は望めない。名寄市立大学が今後も地域に根差し、人々に親しまれ、受験生から選ばれる大学であるとともに、保健・医療・福祉分野の向上に貢献する有為な人材を地域に輩出し、未来にわたり地域の発展のために貢献する存在となることを願っている。

本報告書で示した考え方が、設置者である市及び市立大学関係者の真摯な努力により早期にかつ確実に実施されるよう望む。

令和 7 年 8 月 12 日

名寄市立大学在り方検討委員会

委員長

I 大学を取り巻く環境の変化と課題

・社会を取り巻く状況

世界では、気候変動などの環境問題、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張が高まる国際情勢、世界経済の不安定化、AIの進展による効率化とリスクなどの課題に直面している。このような世界の情勢に加え、日本においては急速な少子化をはじめ、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機とした社会・経済の非対面化・非接触化や生成 AI¹の台頭、研究力の低下、国際関係の不安定化等、社会を取り巻く状況は大きく変化している。

国が進めている地方創生²の取組が本格的に始まってから10年が経過し、成果も見られる一方で、人口減少、少子高齢化に加え、東京一極集中は是正されていない状況にある。特に地方においては生産年齢人口の減少による様々な分野での労働力の不足が深刻化しており、労働力の供給が需要に追いつかなくなる労働供給制約社会の到来が懸念されている。

また、産業界ではデジタルトランスフォーメーション（DX³）等に対応できる人材を求めているが、社会的ニーズに対応した人材育成が進まなければ一層の人材不足が顕在化し、社会的变化に対して解決策を講じていくことが急務となってくる。

・急速な少子化の進行と大学

令和5年（2023年）の日本人の年間出生数は、72万7,277人となり過去最少を更新し、令和6年（2024年）も70万人を下回ることが公表された⁴。出生低位推計⁵によれば、日本の総人口は、2052年に1億人を割り、2070年には8,024万人になるものと推計されている。

高等教育機関への主たる進学者である18歳人口は、昭和41年（1966年）の約249万人をピークに、平成4年（1992年）の約205万人を経て、大幅に減少を続けており、令和6年（2024年）には約106万人とピーク時から半減している。一方、この間の大学進学率は、ほぼ右肩上がりに上昇し、これに伴い、大学進学者数も昭和41年（1966年）の約29万人から現在の約63万人へと倍増している。しかし、仮に急速な少子化に伴う18歳人口の減少が推計どおりに進行すると、2040年には、約74万人、現在の規模と比較すると約67%

¹ 学習データをもとに新しいコンテンツ（テキスト、画像、音声など）を生成する人工知能

² 地方の人口減少や東京一極集中を是正し、地域経済を活性化させるための取り組み

³ デジタル技術を活用して、単にIT化を進めるだけでなく、社会全体をより良い方向に変化させることを目指す

⁴ 令和6年人口動態統計月報年計（概数）公表（厚生労働省）

⁵ 将来の人口変動を推計する際に、出生率を最も低く推計すること

になることが予想されるとともに、18歳人口の減少により大学進学率が上昇しても、大学進学者数は減少に転じ、2035年から2040年にかけて大幅に減少、大学進学者数は約45万人を割り込んでいくと推計されている。このことは、定員未充足や募集停止、経営破綻に追い込まれる可能性を示しており、道北の名寄市立大学は地域的側面に加え、旭川大学の公立化、新学部（定員100名）の設置、はこだて未来大学への看護学部設置の動きなどにより学生確保が更に厳しさを増す可能性がある。

・名寄市立大学と道北地域

名寄市は道北地域の中核的な役割を担ってきており、北・北海道中央圏域定住自立圏⁶を形成している。医療・福祉分野を中心に、公共交通・観光、物流網の効率化、一部事務組合の取組、大学を中心とした人材育成など幅広い分野において定住自立圏形成協定を締結し、取組を推進してきている。人材育成については、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉分野の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、公開講座等による研修機会の提供や講師派遣を行うなど、地域と連携した取組を行ってきている。

一方、圏域自治体の平成7年（1995年）から令和2年（2020年）までの25年間の国勢調査人口の推移では、多いところで50%超え、平均でも30%の減少となっている。また、年少人口では平均で50%超え、生産年齢人口においても40%を超える減少率となっている。

そうした中、名寄市立大学の5年間（2019年-2023年）の卒業生の状況を見てみると、入学者中、名寄市出身者は23名であるのに対し、卒業生中、名寄市内での就職者が77名、加えて道北地域に拡大して見てみると162名の入学者に対して123名、率にして76%が道北地域に就職している。また、北海道内からの入学者の北海道内の就職率を見ても87%となっている。公立大学協会の調べ（2021）では、卒業生の自県内就職率の状況は全公立大学平均で45%となっていることから、名寄市立大学の卒業生は地域への定着が極めて高くなっている。

また、人口減少、特に生産年齢人口の減少により、地方の自治体では多くの分野において人材不足の状況にあり、生活機能を確保するために必須である保健・医療・福祉分野においても例外ではなく、この分野の人材を養成・供給している名寄市立大学は、道北地域にとって無くてはならない存在となっている。

あわせて、名寄市立大学があることで人口2万5千人程の名寄市においても約800人の学生の存在が経済的な側面はもちろん、アルバイトやボランティア活動等を通じて、若年人口の定住による地域活性化など、様々な効果がある。加えて、コミュニティケア教育研究セ

⁶ 圏域の人口 75,836 人。圏域の面積 7,188.38km

構成市町村：名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町、中頓別町

ンターを中心に地域課題の解決に向けた取組も推進するなど、まちづくりに大きな役割をはたしてきている。

・名寄市立大学の沿革と現状

名寄市立大学は、昭和 35 年（1960 年）4 月に開学した名寄女子短期大学を母体に、平成 18 年（2006 年）4 月、栄養学科、看護学科及び社会福祉学科で構成する保健福祉学部（短期大学部児童学科を併設）の 4 年制大学として開学した。その後、短期大学部児童学科を廃止して、平成 28 年度（2016 年度）には保健福祉学部の再編強化を行い、新たに社会保育学科を設置し、1 学部 4 学科体制として、現在に至っている。

4 学科体制となった平成 28 年（2016 年）の全体受験倍率（受験者数／募集人員）3.1 倍から名寄市立大学各学科の直近 5 年間の受験倍率は、推薦・一般ともに低下傾向にあり、特に社会福祉学科・社会保育学科は受験倍率が 1.0 に近く、定員割れのリスクが高まっていたが、令和 7 年度（2025 年度）は社会保育学科が 50 人定員のところ、入学者が 39 人に留まり定員割れとなった。

保健医療福祉系の学科は、これまで一定の受験倍率を維持し、定員割れを起こしにくいと考えられてきたが、他大学においても定員割れや受験倍率が低下傾向にある。今後、18 歳人口の減少により大学入学者数が減少することから、受験生に選ばれる大学に向けた様々な取組が求められる。

・高等教育改革の動向

令和 5 年（2023 年）9 月、文部科学省は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方」として、2040 年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保、国公私を設置者別等の役割分担、高等教育の改革を支える支援方策等に係る大規模な諮問を中央教育審議会へ行った。

これを受け、令和 7 年（2025 年）2 月、中央教育審議会は「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」を答申し、現在、答申に基づく具体的な制度改革や方策が次々と進められようとしている。一方、答申を踏まえ、国立大学については「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」（令和 6 年 7 月設置）、私立大学については「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」（令和 7 年 2 月設置）において議論が開始されている。

・公立大学の役割と法人化の動向

公立大学は、設置者である各地方公共団体による地方財政を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、地域における高等教育機会の提供、地域活性化の推進、行政課題の解決への寄与等の役割を果たしていくことが期待されている。

また、公立大学が地方公共団体の直接のニーズを踏まえた教育を行ってきた特徴や地方公共団体と常に向き合ってきた知見を生かして、地域の産学官の連携に積極的な役割を果たすことも期待されている。公立大学として地域貢献は必須であり、地域との連携の取組や特色の強化など、更なる検討が必要とされている。

平成 15 年（2003 年）7 月、「国立大学法人法」が成立し、国立大学は全て平成 16 年（2004 年）4 月 1 日をもって「国立大学法人」となった。こうした制度改革を受け、公立大学協会は「公立大学は、国立・私立の大学と並んで、自主的・自律的な大学運営にふさわしい体制を構築し、その運営の効率性を高め、競争力を強めることで、真に学生のためとなる教育と国際基準の多様な研究を展開し、地域社会と国民に貢献する大学となることが強く求められている」との公立大学法人化に関する見解を示し、国立大学法人法とほぼ同時期に「地方独立行政法人法」が成立し、公立大学法人の設置が可能となった。その後、公立大学においても自主的・自律的な大学運営を目指し、法人化が進められてきており、現在、自治体規模や大学の規模に関わらず 9 割を大きく超える大学において公立大学法人を設立し、公立大学の設置・運営がなされている。

Ⅱ 名寄市立大学の目指すべき方向性

・教育研究の質向上と強化

これまで、需要（進学希望者）が供給（入学定員）を上回り、大学側が入学者を選抜してきたが、今後、18歳人口の減少により大学は超過供給の局面を迎える。学修者が学修成果を実感できる学修者本位の教育への転換、従来型の入試制度の抜本的見直しや多様な学生の受け入れ、高等教育の質向上への取り組みが強く求められる。

学修者の目線に立った教育の充実や、研究力の強化、またこれらの成果を生かした社会貢献を行うことができるよう、従来の運営方法に捉われることなく、より大きな視点で、あるべき姿を追求することが必要である。「何を学び、身に付けることができるのか」が明確になっているか、「学んでいる学生は成長しているか」、「学修の成果が出ているのか」等、学修者の視点が重要な要素であり、このような観点に基づく質の高い教育を通じて、学生一人一人が主体的・自律的な学修者としての成長を実感できるようにすることが必要である。国においては、認証評価制度の見直し及び評価結果にかかる情報公表の内容・方法を改善するため、大学教育の質を数段階で示した上で評価するとともに、各大学の魅力を視覚化するための新たな指標を作成することとしており、教育の質向上・質保証に向けた取組が益々重要になる。

また、「教育」と「研究」を両輪とする大学教育において、質の高い教育を行いつつ、質の高い研究成果を創出するためには、研究者が教育研究に専念できる環境を整備することが必要不可欠である。URA⁷等の大学の運営組織に係る研究開発マネジメント人材、技術職員、事務組織の機能を高めていくことが極めて重要になる。

研究環境の低下要因を取り除く観点からは、教育研究以外の業務を必要最小限に抑え、研究時間を確保するためには、管理運営業務の負担軽減が課題となっていることに着目することが重要である。また、形式的な会議の廃止や運用の見直し、大学入学者選抜における負担軽減等、業務負担軽減の推進が必要である。

あわせて、教育研究を通じ、地域のニーズを踏まえた優秀な人材を輩出するとともに、学修機会の提供、地域課題の解決や産官との共創による雇用の創出等を行っていくことが必要である。人材が地域に定着するためには、地域に対する当事者意識を醸成する機会が重要である。このため、産業界や地方公共団体は自らを教育研究のフィールドとして開放するとともに、その地域の産業基盤の維持発展のための人材育成に対する積極的な投資も期待される。同時に、教育研究の成果や効果について社会に対して情報公表を続けていくことが重要である。

⁷ University Research Administrator 大学における研究活動を支援する専門職

・大学入学者選抜について

大学入学者選抜においても、大学入学共通テストの導入や総合型・学校推薦型による入学者の増加等、大きな変化を遂げている。そのため、これからの時代に求められる大学入学者選抜の在り方について、大学・高等学校の関係者を含めた議論を進めていくことが重要である。

名寄市立大学においても、総合型・学校推薦入試の導入・拡大を図るとともに、国家資格取得状況の発信やインターンシップの強化、大学院設置による研究機能の充実、民間資金を活用した取組など、特色の打ち出し方を含め学生募集の方策を再検討することが必要である。

・大学間連携への取り組み

学びの複線化・多様化や運営基盤の強化の観点から、国公立の設置形態の枠組みを超えて、教育研究の連携を進めるなど、各高等教育機関の強みを生かした連携が推進されており、北海道内大学においても、国公立の垣根を超えた連携が始まっている。名寄市立大学においても、大学の特色・魅力向上に向けて大学間連携に向けた取組を推進すべきである。

【教育研究にかかる具体的な取り組み例】

① 教育研究の観点

道北北部では「医療介護連携 ICT（ポラリスネットワーク）」が本格稼働しており、ケアサービスの現場においても IT・デジタル関連技術の導入が進んでいる。保健・医療・福祉分野のデジタル化の推進に対応した教育の充実が望まれる。

② 多文化共生

市内企業等においても外国人労働者が活躍するとともに、名寄市においても国際交流施策を推進していることから、大学においても外国人や留学生、その家族や子供たちなどの受入や講座の実施など、多文化共生に向けた取組、体制や環境を整えていくことが必要である。

③ 学生支援

社会の変化が激しい時代では、必要とされる知識・スキル、態度及び価値観を身につけ、それを適切に更新していくリカレント教育・リスキリングへの対応、あわせて、障害のある学生の受入にも取り組むことが重要である。

④ 大学院の設置

高等教育研究機関として、質の高い教育研究が行われ、高い専門性と汎用的な能力を有する人材として社会から高い評価を受けるとともに、それにより更に魅力的な学修環境が整えられ、優秀な学生が集まるという好循環を生むことから大学院の早期整備が望まれる。

Ⅲ 持続可能な地域社会の未来に向けて

本委員会では、社会経済情勢の変化や大学制度の改革に対応し、地域や学生のニーズに応える教育や地域貢献に取り組める大学として維持・発展していくために必要な教育研究機関としての在り方と併せて、設置・運営機関としての在り方について議論してきた。

将来の在るべき大学の姿を実現していくためには、時代の変化に的確・柔軟にスピード感をもって対応する必要がある。また、今後「競争に勝ち抜く特色ある大学」、「地域に根差した大学」、「効率的な運営ができる大学」づくりなどが求められる中、大学の自主性が確立され、創意工夫を生かしていく運営が行われるとともに、客観的な評価を含めた PDCA サイクルの確立や市民への説明責任を果たせる大学の透明性の確保などを推進していく必要がある。

現在、名寄市立大学は市の行政組織の一部であり、教職員は地方公務員の身分を有し、また、地方財政制度など法令等により規制されているため、大学による自主的な運営には限界がある。これから迎える大学淘汰の中、地域の声を反映しながら、教育研究の質向上とそれを支える大学改革を推進していくためには、このような行政の制約から解かれ、予算・組織・人事など、幅広く、弾力的な運営が可能となる制度の構築が必要であり、**大学が主体的に更なる地域貢献できる連携の在り方を構築し、推進していくことを可能**としていくものとして「公立大学法人制度」の導入が重要である。

・公立大学法人制度について

公立大学法人制度の特徴には「目標評価制度による的確な運営管理」、「市から独立した組織による自主性の確立」、「非公務員化による人事の活性化」、「企業会計原則による弾力的な経営」のほか、「意思決定の場への学外者（地域）の参画」などがある。

以下、大きく5つの区分に分け概括する。

①「目標・評価」

中期目標・中期計画や年度計画に基づく運営と業績評価、その結果の公表による透明性の向上を通じて、教育研究の質の向上を推進する。

②「組織運営」

理事長（学長）のリーダーシップによる迅速性・柔軟性・戦略性のある意思決定や大学運営のノウハウがある外部専門人材の活用など機動的で柔軟な運営を図る。一方、理事長（学長）等への過度の権限集中により、学内の多様な意見の反映ができなくなることに留意する必要がある。

③「人事制度」

自主的な判断に基づく弾力的な人事・給与システムの構築による効率的な大学運営、教育研究活動の活性化や臨機応変なプロパー職員の採用による事務局の専門性の向上、民間との連携など弾力的で多様な人事制度の導入などを図る。あわせてプロパー職員の資質向上に向けた研修の充実や人事交流、専門的人材の招聘なども検討する必要がある。

④「財務会計」

正確な財務分析による他大学との比較、受託研究や寄附金をはじめとする外部資金の積極的導入とその活用、自律的で効率的な予算運用などを図る。

⑤「地域貢献等」

自治体・企業と連携した共同研究や包括協定締結の拡充、地域産業や住民活動への貢献拡充等を図る。

・公立大学法人制度のメリットとデメリット

令和4年(2022年)、全国の公立大学を対象に岐阜薬科大学が実施したアンケート調査では、「法人化前の大学は、行政組織の一部であるがために、大学運営上様々な制約を受けていたが、法人化後は、競争的環境の中で自主性・自律性の下、自らの判断と責任において、多様で特色ある教育研究の展開などが可能となる」、「一般的に運営面、人事面及び財務面での効果が挙げられるが、最大の効果は、計画・実施・評価・改善という一連のマネジメント手法が、法の下で義務化されることにより、教職員の意識改革とともに、大学改革の着実かつ不断の推進が期待できる」など現場の状況が示されている。

また、道内公立大学を対象に名寄市立大学在り方検討委員会で実施した調査においても、同様の回答を得た。

加えて、令和5年(2023年)に法人化した釧路公立大学理事兼事務局長である太田泰晶氏による先進事例講演において、「法人化は既に公立大学運営の共通のオペレーションであり、公立大学運営のベースとなっている。法人化のメリットは、意思決定プロセスの簡素化・迅速化や予算執行の柔軟性、裁量労働制の導入、プロパー職員化による経営強化などである。一方、デメリットはシステム構築や役員の選任によるコスト増等である」との意見をいただいた。

さらに、名寄市立大学と同規模・類似学科構成である新見公立大学理事長・学長である公文裕巳氏による講演においても、「理事長・学長の権限強化により、国の方針を読み解き、大学の独自性・特色を明確に打ち出した中期目標・計画の策定、それに基づく迅速な意思決定、柔軟な資金運用・外部資金活用などのメリットに加え、著名な客員教授や専任研究員の配置、教育の質向上に欠かせないプロパー職員の配置など地域課題の解決・地域貢献に必要な

な機動的で柔軟な大学運営が法人化により可能となっている」とのご意見をいただいた。

・ガバナンスの強化

社会等からの信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるためには、自らが主体性をもって実効性のあるガバナンス改革を推進するとともに、自らの取組を対外的に発信することで、公共性を更に高めることも重要である。

ガバナンスは企業や大学においても、規範として一般的に定められている。公立大学は法令を遵守し、設置自治体と対話を深め、大学の教職員とともに教学運営に対する責任を果たすことができるガバナンスを確立していくことが求められ、その参照されるべき共通理念としての意義を持つ「公立大学ガバナンス・コード」が令和5年（2023年）公立大学協会において策定された。大学が教育研究機能を最大限発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠であり、ガバナンス改革の推進は必須である。

・法人制度の導入とガバナンス

法人化はそれ自体が目的ではなく、質の高い教育研究のさらなる向上に向かう仕組みである。本委員会では18歳人口の減少や定員充足率の低下への対応、地域貢献や人事制度、財務会計など様々な観点から大学の設置・運営について議論を行い、一部法人化に慎重な意見もあったが、大半の委員から公立大学法人化すべきであるとの意見が出された。これらを総合的に判断すると、名寄市立大学が今後も市民にとって価値あるものであり、受験生から選ばれる大学として地域と共に維持・発展していくために必要な組織形態としては、公立大学法人制度の導入が必要である。

しかし、非公務員になることや予算の削減、経営・運営難になった際の対応など、関係者の中には法人化への危惧もあることから、名寄市は、公立大学法人制度について広く理解を得るよう努めていくとともに、設置者として覚悟をもって、これまで以上に名寄市立大学と連携を図る必要がある。

また、名寄市立大学は公立大学であり税金を財源として設置・運営されていることから、**今まで以上に教育研究の質向上を図り、地域課題の解決、地域貢献に取り組むとともに、透明性の向上と情報公表を推進する必要がある。**ガバナンス・コードに基づき学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠であり、市民をはじめ学生・教職員・地域社会等のあらゆるステークホルダー⁸に対して、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、ガバナンス改革を推進することが求められている。

⁸ 直接的または間接的に利害関係を持つすべての個人やグループのこと

公立大学法人化によって期待される効果

①大学経営マネジメント体制の確立 ⇒ 経営力の強化

法令に基づき経営審議機関・教育研究審議機関が設置されることで、経営と教育研究の役割分担と責任の明確化が図られ、大学経営のマネジメント体制が確立される。

また、臨機応変に事務職員のプロパー化を進めることで、知識と経験が蓄積された人材の育成と確保が可能となり、事務局が強化されて継続的な大学経営を行うことができる。

②機動的で柔軟性のある運営 ⇒ 効果的で効率的な大学経営

地方公共団体の枠組みや一定の制約を離れることで、運営面での裁量範囲が拡大し、大学独自の創意工夫や迅速な意思決定が可能となり、大学経営の自立性が向上する。

また、経営方針に即した組織編成や人事管理が可能となり、教育研究や地域貢献に資する弾力的で多様な任用制度の導入など機動性の高い体制が構築され、効果的な大学経営を行うことができる。

③外部評価制度の導入 ⇒ 大学経営に対する客観的評価と情報の公開

すでに大学においては、学校教育法に基づき、高等教育機関としての教育研究の質を定期的に評価・公表する認証評価制度が導入されているが、新たに法人としての経営状況を評価・公表する制度を導入する。

設立団体の長が定めた中期目標の実現のために、中期計画及び年度計画を自ら策定・実行し、その実績について、第三者機関である地方独立行政法人評価委員会が検証・評価・公表することにより、大学経営の透明性及び適正化が促進される。

目標・計画・実績・評価という一連のマネジメントサイクルが制度化されることにより、戦略的な大学経営を促進し、外部の視点を反映させた大学の経営状況や教育研究活動の改善が図られる。

④地方独立行政法人会計基準の導入 ⇒ 経営状態の透明性の向上

企業会計を原則とする地方独立行政法人会計基準による財務諸表を毎年度作成し、監査を受け、その結果の公表が義務づけられていることから、経営状態を的確に把握しやすくなるなど、透明性の高い会計制度を導入することとなる。

また、用途が特定されない運営費交付金や寄附金等を財源に自主的かつ迅速な予算執行が可能になるとともに、同じ会計基準をもつ全国の他大学との経営比較が可能となることで、大学の強み・弱み等の経営改善すべき点が明確となる。

⑤地域社会の活性化への貢献 ⇒ 人的・知的・物的資源の地域への還元

教職員の身分が非公務員型となるため、これまで以上に自治体・企業及び各種団体と連携した共同研究や包括協定締結の拡充、柔軟な対応が可能となり、教育研究活動の活性化による地域産業や住民活動への貢献が期待できる。

おわりに

本委員会では名寄市立大学の在り方について検討を終え、これまでの議論の成果を報告書という形でまとめるに至ったが、名寄市及び名寄市立大学においては、本報告書での様々な提言の実現に向けて、確実に取り組んでいただきたい。

18歳人口が急激に減少するのは2035年頃である。あと10年あるではなく、残り10年しかない。この期間に、本報告書で示した内容の必要性を認識し、議論を重ねた上で本報告書を生かした改革を進めていかなければならない。

名寄市立大学の設置者は名寄市であり、本報告書の提案する名寄市立大学の在り方をどのように選択するかは、設置自治体として名寄市に委ねられており、名寄市の役割は大きなものがある。

特に、公立大学法人化については、これまでの設置形態を大きく変換させるものであり、様々な準備を要すると思われるが、大学を取り巻く環境は急速に変化しており、名寄市立大学が真に地域、市民からの期待に応えられるよう、できるだけ早期に移行されることを要望したい。

最後に述べたいことは、公立大学法人化は大学設置形態に関する制度の変更に過ぎず、これによって大学の本質が変わるわけではないということである。本委員会は法人化を一つの有効な大学改革の手法として提示したが、それは万能薬ではない。法人化を行うだけで現状の問題が改善されたり、あるいは何か別の問題が生じるわけではない。今後、名寄市立大学に関して成果が改善されたり、あるいは逆に問題が生じた場合、それら要因の全てを公立大学法人という制度に還元する議論は形式論であり、避けるべきである。重要な点は、公立大学法人という制度はあくまでも大学の器にすぎず、大学の中身を決定するのは大学の教員、職員、そして設置者である名寄市の間における協働のあり方であり、未来を担う修学者への向きあい方である。そのためには、名寄市立大学を構成するステークホルダーが互いの理念や立場を尊重し合い、真摯な議論とそれに基づく実践を積み重ねていくことが何よりも重要である。これは言うほど簡単なことではないことは承知しているが、本委員会は、名寄市立大学が種々の困難を乗り越えて、「ケアの未来をひらく大学」としてさらに飛躍し、日本社会の未来をここ北海道北部地域から切り拓く存在になることを確信している。

名 政 政 第 36 号
令和 6 年 12 月 26 日

名寄市立大学在り方検討委員会委員長 様

名寄市長 加 藤 剛 士

名寄市立大学の在り方について（諮問）

名寄市立大学は、1960 年 4 月に名寄女子短期大学として誕生し、2006 年 4 月には栄養学科、看護学科、社会福祉学科及び教養教育部で構成する保健福祉学部（短期大学部児童学科を併設）の 4 年制大学として新設し、2016 年 4 月には児童学科を社会保育学科へ転換し、1 学部 4 学科の 4 年制大学として、今年で開学 65 年目を迎えました。

また、地方の高等教育を担う公立大学として、設置者である名寄市の高等教育政策の中心的な役割を担っており、地域社会の維持に不可欠な保健医療福祉分野の専門職を養成し、全国に多くの人材を輩出するとともに若い世代が居住することで、まちに賑わいをもたらし、地域経済の活性化にも寄与しております。

さらに、知の拠点として地域課題の解決に向けた研究活動により多くの成果をあげており、名寄市をはじめ道北地域のシンクタンクとしての役割も果たすなど、地域にとって無くてはならない貴重な財産となっております。

しかし、人口減少・少子高齢化の進展により、国が示した 18 歳人口の推移では、今後も減少の一途をたどるとともに、これまで大学進学者数・率ともに微増傾向でありましたが、減少の局面に入ると推計されており、今後さらに学生確保が難しく、各大学間の競争も激しくなっていくことが想定されます。

この状況下で、名寄市立大学の特色・魅力を生かした大学として、市民にとって価値あるものであり、受験生から選ばれる大学として維持・発展していくために必要な取組や組織形態、改革等について貴委員会の意見を求めます。

名寄市立大学在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化によって大学進学者数も減少が見込まれる中で、各大学間の競争も激しくなってくることが予想される。この状況下で、名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、受験生から選ばれる大学として維持・発展していくために必要な組織形態等について検討するため、名寄市立大学在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 名寄市立大学の在り方に関すること。
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉等の大学の研究分野に関する知識を有する者
- (3) 市内関係団体の代表者
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(委員会の議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出及び説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討、運営等を行うため、必要

に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会が必要と認めた者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。

4 専門部会は必要に応じて関係者を招集し意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

参考 3

名寄市立大学在り方検討委員会委員

令和7年8月1日現在

任期：令和6年12月1日～令和8年3月31日

	区分	所属	役職・氏名	備考
1	学識経験者	北海道大学大学院農学研究院 (道北の地域振興を考える研究会長)	◎准教授 清水池義治	第3条2項1号委員
2	医療・栄養	名寄市立総合病院	事業管理者 和泉裕一	第3条2項2号委員
3	社会福祉	名寄市社会福祉協議会	事務局長 天野信二	第3条2項2号委員
4	保育・幼児	名寄幼児教育・保育振興会	○名寄幼稚園長 尾崎良雄	第3条2項2号委員
5	産業	名寄商工会議所	専務理事 臼田進	第3条2項3号委員
6	金融	北星信用金庫	執行役員本店長 木全哲也	第3条2項3号委員
7	市民	町内会連合会	会長 猿谷繁明	第3条2項3号委員
8	大学	名寄市立大学	学長 家村昭矩	第3条2項4号委員
9	教育	士別翔雲高等学校（連携協定締結）	校長 佐藤敬二	第3条2項4号委員
10	北海道	北海道保健福祉部	子ども応援社会推進監 竹澤孝夫	第3条2項4号委員

◎ 委員長

○ 副委員長

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

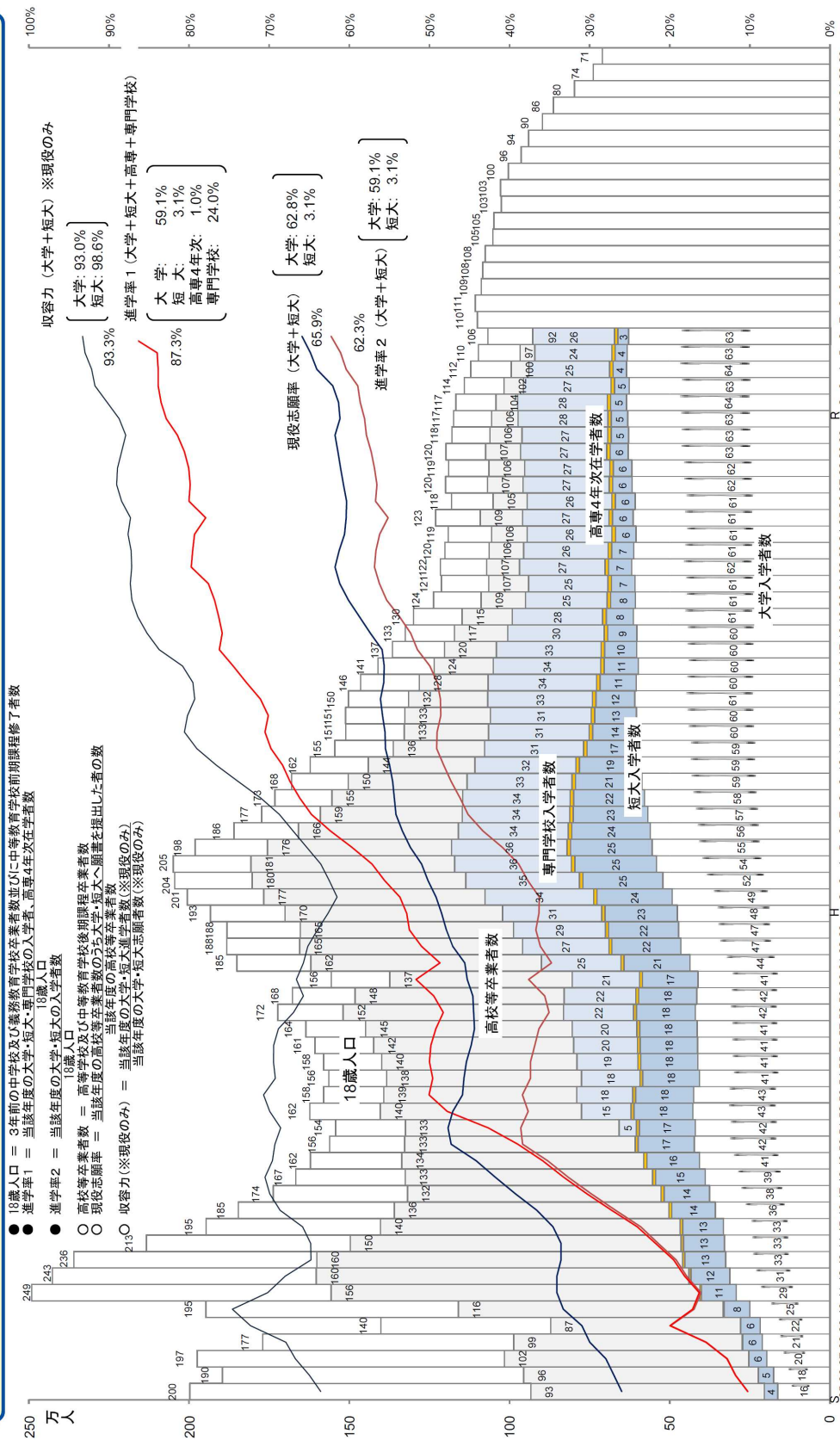
	特別委員 (アドバイザー)	北海道大学公共政策大学院	客員教授 石井吉春	第3条2項4号委員
	特別委員 (アドバイザー)	岩手県立大学	名誉教授 佐々木民夫	第3条2項4号委員

「名寄市立大学在り方検討委員会」検討経過

回	開催月日及び場所	主な議題
第1回	令和6年12月26日（木） 名寄庁舎 4階大会議室	・国の動向（高等教育）について ・名寄市立大学の概要について
第2回	令和7年2月20日（木） 名寄庁舎 第一委員会室	・道内大学の類似分野の状況について ・地域と名寄市立大学の状況と期待 ・公立大学の状況について
第3回	令和7年4月22日（火） 名寄庁舎 第一委員会室	・中央教育審議会（答申）要旨について ・公立大学法人制度について ・講演：公立大学法人化について （講師：釧路公立大学理事兼事務局長 太田泰昌氏）
第4回	令和7年6月17日（火） 名寄庁舎 第一委員会室	・認証評価について ・公立大学法人化について
第5回	令和7年8月1日（金） 名寄庁舎 第一委員会室	・講演：公立大学法人の運営と大学改革について （講師：新見公立大学理事長・学長 公文裕巳氏） ・名寄市立大学在り方検討委員会報告書（素案）
第6回	令和7年8月6日（水） 書面開催	・名寄市立大学在り方検討委員会報告書（案）

2025.04.24現在

18歳人口は、ピークであった昭和41年には、約249万人であったが、令和6年には106万人にまで減少。令和23年には71万人にまで減少することが予測されている。高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和6年には大学のみで59.1%、全体で87.3%となっている。



出典：文部科学省「学校基本統計」。令和7～23年については国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生低位・死亡低位）」を基に作成。

年

資料 2

名寄市立大学の卒業生の状況（学部全体） 2019-2023

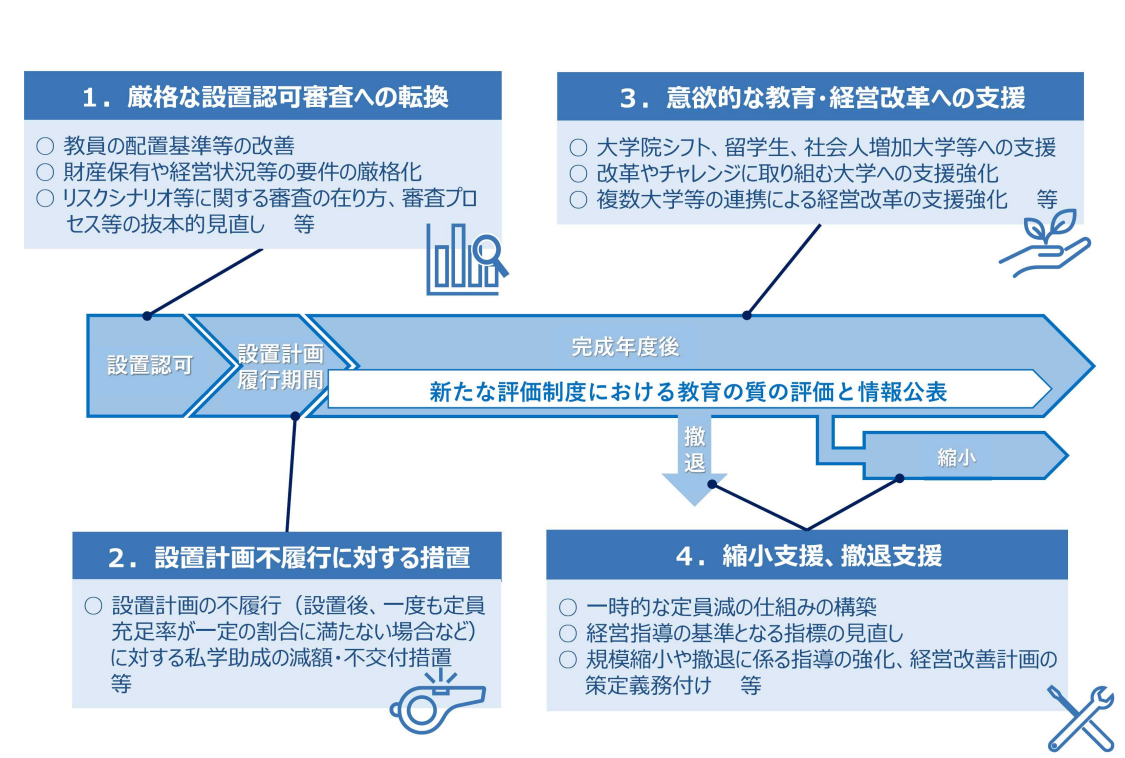
出身高校			就職先															
			道内						道外									【合計】
			(名寄)	道北	道央	道東	道南	〔道内計〕	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	〔道外計〕		
道内	(名寄)	23	7	8	7	0	0	22	0	1	0	0	0	0	0	1	23	
	道北	162	18	76	45	5	0	144	0	15	0	1	1	0	1	18	162	
	道央	267	24	13	184	8	3	232	0	28	2	2	0	1	2	35	267	
	道東	140	9	9	48	50	0	116	0	20	2	0	0	0	2	24	140	
	道南	21	2	2	11	0	4	19	0	2	0	0	0	0	0	2	21	
	〔道内計〕	613	60	108	295	63	7	533	0	66	4	3	1	1	5	80	613	
道外	東北	175	13	12	34	5	1	65	69	37	4	0	0	0	0	110	175	
	関東	26	0	2	2	0	1	5	0	21	0	0	0	0	0	21	26	
	中部	34	1	1	4	2	0	8	0	5	17	3	1	0	0	26	34	
	近畿	15	2	0	3	0	0	5	0	2	1	7	0	0	0	10	15	
	中国	3	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	3	
	四国	10	0	0	3	1	0	4	0	1	0	1	0	4	0	6	10	
	九州	13	1	0	2	1	0	4	0	0	2	0	0	0	7	9	13	
	〔道外計〕	276	17	15	49	9	2	92	69	68	24	11	1	4	7	184	276	
【合計】		889	77	123	344	72	9	625	69	134	28	14	2	5	12	264	889	

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨① 中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿



<参考2> 高等教育機関全体の規模の適正化（イメージ）



平成 15 年 10 月 2 日

公立大学法人化に関する公立大学協会見解（抜粋）

公立大学協会

会長 西澤 潤

1 はじめに

去る 7 月 2 日、地方独立行政法人法（以下、地独法と略称）が成立し、公立大学を法人化することが可能となりました。7 月 9 日には国立大学法人法が成立しました。わが国の国立大学にとってきわめて大きな制度改革です。

公立大学協会（以下、公大協と略称）は公立大学が国立大学・私立大学と同等の制度的立場を確立する必要があると考え、平成 11 年以来、公立大学の法人化について検討を重ねてきました。平成 13 年 11 月の臨時総会においては「公立大学が法人格を有することを可能とする法律の整備が不可欠であると確認し、今後その実現に向けて各界に働きかけることを決議する」との意思確認を行いました。さらに、平成 14 年 12 月には、この決議に基づく一連の活動を集約し「公立大学法人化への取組み」をまとめ、意見を表明してまいりました。その後、関係各位の真摯な努力により地独法が成立しました。

公大協は、地独法の成立に当たり、わが国の公立大学が自主・自律と公正な競争を目指す新たな出発点に立ったことを痛切に自覚すると同時に、それぞれの公立大学の設置自治体と国に対し、公立大学法人化への適切な対応を要請するため、ここに見解を表明いたします。

2 21 世紀に向けて公立大学が担うべき役割

公立大学は、1990 年代に入って急速に増加し、現在 76 大学、約 2 万人の教職員、約 11 万人の学生を擁しています。設置自治体数は、39 都道府県、7 政令指定都市を含む 14 市、4 広域組合にわたります。公立大学は、分権化時代の多数の自治体にとって「標準的装備」になったと言えます。

公立大学には総合大学から単科大学までを含み、設置自治体の規模や住民・設置者の大学に対する期待も多種多様であり、それぞれの公立大学は個性的な活動の展開により、その期待に応えていくことが求められています。

すなわち、少子高齢化時代の福祉社会の高度化、生涯学習社会の全面的展開、情報の高度化・多面化・汎用化といった地域のかかえる今日的課題をつねに念頭に置き、産学公連携、自治体政策の研究、地域の教育活動との連携等に取組み、地域の中核となる人材を養成していかねばなりません。

そのために公立大学は、国立・私立の大学と並んで、自主的・自律的な大学運営にふさわしい体制を構築し、その運営の効率性を高め、競争力を強めることで、真に学生のためとなる教育と国際水準の多様な研究を展開し、地域社会と国民に貢献する大学となることが強く求められています。

（以下、割愛）

公立大学法人制度の概要

【基本理念と特徴】

- 1 公共性：公共上の見地から確実に実施されることが必要、適正かつ効率的に業務を運営
- 2 透明性：業務内容の公表等を通じて、組織及び運営の状況を住民に明らかにする
- 3 自主性：事務・事業の特性並びに業務運営における自主性に配慮
 - ・自己責任（中期目標、中期計画等により計画的に業務遂行）
 - ・企業会計原則（企業会計的手法、財務諸表の作成・公表等）
 - ・情報公開（中期目標、中期計画、業務の実績、評価結果等）

【公立大学法人の設立】

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、都道府県にかかる法人については総務大臣及び文部科学大臣が認可。市町村については都道府県知事。

【大学の設置者と法人の設立団体】

直営方式：地方公共団体が公立大学を設置

法人方式：地方公共団体が公立大学法人を設立→同法人が公立大学を設置、運営

（設置）

第1条 本市に市立大学（以下「本学」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。（名寄市立大学条例）

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、〇〇公立大学（以下「公立大学」という。）を△△市に設置する。

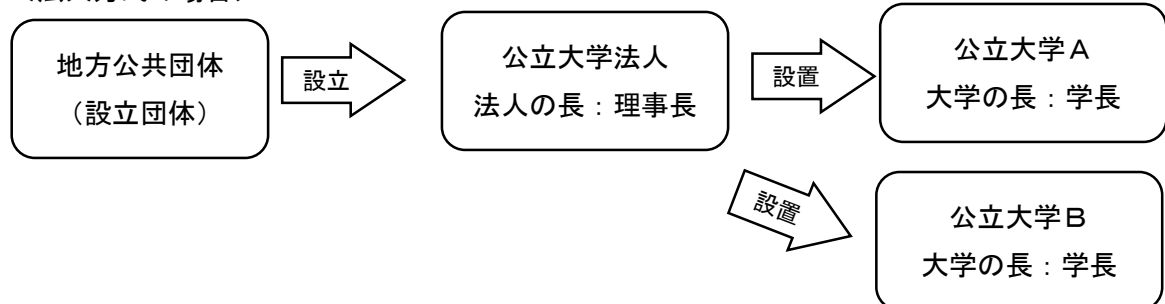
（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、△△市とする。（〇〇公立大学定款）

<直営の場合>

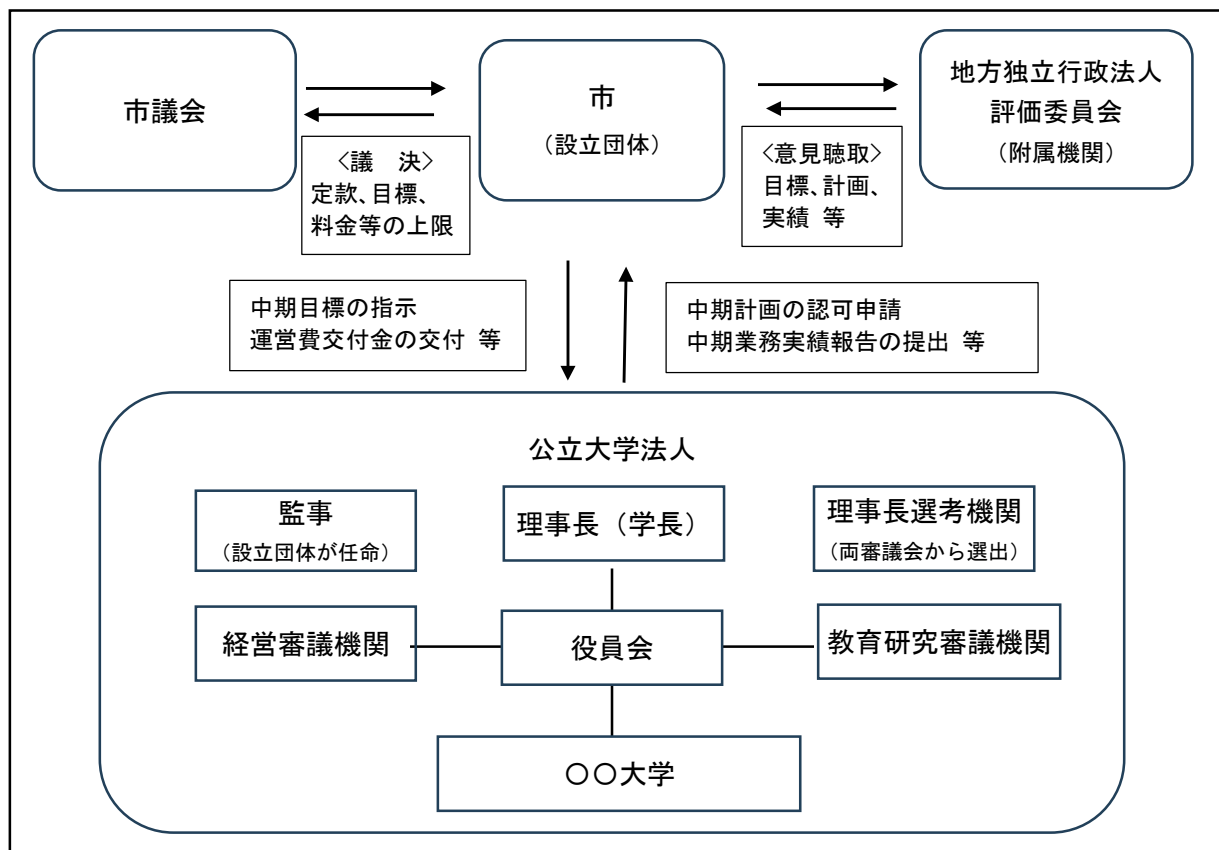


<法人方式の場合>



※法人の経営形態には、理事長・学長一体型と理事長・学長分離型があり、分離型の場合、学長は「副理事長」となる。また、複数大学の場合も、各大学の学長は副理事長となる。

【公立大学法人与市、市議会】



※1 地方独立行政法人評価委員会：定款変更、中期目標の設定、変更、役員報酬基準、財産処分、中期計画の認可等について設立団体の長に意見を述べる事。法人の業務の実績を評価すること、公立大学法人に勧告すること等を行う。

※2 運営費交付金：使途制限がなく、機動的、弾力的な運用が可能。

※3 理事長選考機関：経営審議機関から選出された者及び教育研究審議機関から選出された者により構成。理事長の選考及び解任の申し出を行う。

※4 経営審議機関：法人の経営に関する重要事項を審議。理事長、副理事長その他の者で構成。

※5 教育研究審議機関：大学の教育研究に関する重要事項を審議。学長、学部長その他の者で構成。

【公立大学法人与地域】

地域への情報公開：目標、計画、実績、評価結果と企業会計方式による財政状況が公表されるため、地域への説明責任を果たすとともに透明性の高い運営が可能となる。（中期目標、中期計画、実績報告、実績評価／財務諸表 等）

地域の参画：法人の経営審議機関、教育研究審議機関、役員会、理事長選考機関等、大学運営に学外者の参画、チェックが可能。地域・社会の意見を、より反映することができるようになる。

【公立大学法人の特例】

中期目標期間：6年間（公立大学法人以外は3年以上5年以下の期間）

審議機関：「経営審議機関」と「教育研究審議機関」の設置

評価委員会：業務実績評価にあたり、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる 等

※上記以外にも、地方独立行政法人法では、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定。

直営と公立大学法人による大学運営等の比較

項目	直営	公立大学法人
目標・評価	—	・地方公共団体の長は、中期目標（期間6年）を策定 ・法人は、中期目標に基づき、中期計画等を策定 ・法人は、第4年度と最終年度に実績報告書を提出し、評価委員会の評価を受ける
認証評価	・認証評価機関による第三者評価（7年以内ごと）	同左
学長の選考	・学長の採用のための選考は、教授会が行う※1	・大学に係る選考機関の選考に基づき行う
選考の要件	・人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者	・人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者
組織運営	・自治体組織の一部として、組織編成、定数管理を実施 ・地方公務員として所定の規定が適用 ・人事採用等は、設置自治体が所掌	・法人が独自に組織編成を行う ・教職員の採用については法人が判断 ・非公務員型の人事・組織体系により、弾力的な人事システムの運用が可能
人事制度	・地方公務員 ・地方公務員法等の諸規定が適用 ＜関係制度導入の可否比較例示＞ 任期制※2 ○ 裁量労働制※3 × クロスアポイントメント制度※4 ×	・非公務員 ・法人の就業規則等により、柔軟な就業形態や人事制度の導入が可能 ＜関係制度導入の可否比較例示＞ 任期制 ○ 裁量労働制 ○ クロスアポイントメント制度 ○
財務会計	・市の予算制度による管理 ・単年度予算の原則	・企業会計方式※5 ・大学運営費（運営費交付金、授業料収入）の弾力的な運用が可能 ・繰越金の弾力的な運用が可能
入学科 授業料	・条例で金額、徴収方法、減免等を規定	・地方公共団体の長の認可（議決必要）する上限の範囲内で法人が決定

※1 名寄市立大学の場合。法令では、評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）。

※2 任期制：教育研究活動の活性化を目的として、一定期間の任期付きで雇用する制度。

※3 裁量労働制：業務の遂行手段及び時間配分の決定等を教員等の裁量に委ねることができる制度。

※4 クロスアポイントメント制度：複数の大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約を結び、業務を行うことを可能とする制度。

※5 企業会計方式：地方独立行政法人会計基準（総務省）による。

「公立大学ガバナンス・コード」(第 1 版) 抄

○ 目的・意義

本コードは、地域の強い要請に応じて地方自治体が自ら設立した公立大学が、その社会的責務を適切に果たすと同時に、多様なステークホルダーとの信頼関係をさらに確かなものにすることを目的として、公立大学に共通するガバナンスの基本原則について公立大学協会が示すものである。

大学のガバナンス改革は、2015 年に行われた学校教育法の一部改正にも取り上げられたすべての大学における共通課題であり、各々の大学が自主的・自律的に取組まなければならないとされたものである。(後略)

○ 構成

公立大学協会は大学を会員とし、その代表者は学長であることから、本コードは大学及び学長の社会的責任について記述している。ガバナンス・コードはいわゆるソフト・ローと呼ばれるものであり、本コードは法令や公立大学法人の定款に優越するものではない。したがって本コードは、異なる制度基盤を有する公立大学が、それぞれに責任あるガバナンスの体制を構築するための基本原則として作成されている。

本コードは、大きく 5 つの基本原則から構成される。

基本原則 1 は、公益性の高い大学として共通的に策定すべき大学運営の骨格となるものとして策定した。

基本原則 2 は、公立大学の適切な経営の展開について、とりわけ学長のリーダーシップによる意思決定や体制構築、また学長に対する自律的な牽制機能に留意しながら述べたものである。公立大学法人が設置する大学においては、学長は設置法人の理事長あるいは副理事長の職務も果たすことが法定されており、自ずと法人の経営にあたることになる。一方で、自治体が直接設置する大学では教育公務員特例法に基づいた学長の選考方法など、異なる制度の下にある。ひとつのコードの中に、それらのすべてを示すことはせず、本コードにはあくまでもガバナンスの基本原則を理念として示すものとした。従って各公立大学には、本コードとともに各法令や定款等に基づき、適切な経営の展開を図ることを求めることになる。

基本原則 3 は公立大学の教育研究の発展に関し講ずべき事項を、基本原則 4 は公立大学がとりわけ重きを置く地域社会への貢献について、さらに基本原則 5 は持続可能性・多様性のある社会への対応について示した。

○ コンプライ・オア・エクスプレイン

周知のとおりガバナンス・コードは示された原則に準ずるか、原則によらない大学独自の事情がある場合はその理由を説明する(コンプライ・オア・エクスプレイン)という考え方を基礎としている。先述のように公立大学の設置形態ごとに依って立つ法令が異なることや、設置自治体の設置政策の方針が異なることから、本コード策定の目的は画一的に原則に準ずることを優先するものではなく、本コードを基礎において、それぞれの公立大学が様々な成り立ちや歴史的経緯に即した適切なガバナンスを確立し、社会に対する透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすために活用していくことが重要となる。(後略)

基本原則 1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築

公立大学は、設置自治体が示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。

原則 1－1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定

原則 1－2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築

原則 1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築

原則 1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成

原則 1－5 自ら実行する不断の改革

基本原則 2 公立大学の適正な経営の展開

公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。

またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。

原則 2－1 学長をはじめとした経営執行部の責務

原則 2－1－1 学長の責務

原則 2－1－2 学長を支える補佐体制の構築

原則 2－1－3 戦略的な資源配分

原則 2－1－4 大学の経営執行部に求められる責務

原則 2－2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築

原則 2－2－1 外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築

原則 2－2－2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築

原則 2－2－3 大学業務に対する適切な監査体制の構築

原則 2－3 学長選考機関の責務

原則 2－3－1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考

原則 2－3－2 学長の解任のための手続きの整備

原則 2－3－3 学長の業務執行に関する評価

原則 2－4 法令遵守とリスクマネジメント

原則 2－4－1 法定事項に関する適切な情報開示

原則 2－4－2 研究活動における倫理の遵守

原則 2－4－3 大学特有のリスクに対する備え

原則 2－4－4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

基本原則 3 教育研究の発展

公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値

の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。

そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。

原則 3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

原則 3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

原則 3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

原則 3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

原則 3-2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

原則 3-2-1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善

原則 3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

基本原則 4 地域社会への貢献

公立大学は、設置自治体が示す設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。

その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。

原則 4-1 ステークホルダーとの信頼醸成

原則 4-1-1 設置自治体との有機的な関係構築

原則 4-1-2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築

原則 4-1-3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築

原則 4-2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学

原則 4-2-1 地域への優れた人材の輩出

原則 4-2-2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

原則 4-2-3 共創拠点としてのキャンパス整備

基本原則 5 持続可能性・多様性のある社会への対応

大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。

原則 5-1 持続可能な社会のための貢献

原則 5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進

原則 5-3 人権の尊重とハラスメントの防止

名寄市総合政策部（大学特命課題担当）
〒096-8686 名寄市大通南 1 丁目 1 番地
TEL：01654-3-2111
FAX：01654-2-5644